**平成２１年（フ）第５７３号**
川崎市幸区南加瀬５丁目29番６号　日吉ハイム101
債務者　渡邊　公子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２１年（フ）第１１５号**
福井市新保３丁目2101番地２
債務者　玉谷　真三
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第３６４号**
福井県越前市広瀬町第168号９番地の３
債務者　田部外喜雄
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第２９３号**
山梨県南アルプス市飯野3736番地５
債務者　飯野　　徹
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第２６６号**
長野県松本市寿中１丁目38番４号
債務者　細山　律子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２１年（フ）第２６７号**
長野県松本市寿中１丁目38番４号
債務者　細山　正晴
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２１年（フ）第２９９号**
長野県松本市大字寿豊丘631番地
債務者　宮下　京子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２１年（フ）第３１２号**
長野県塩尻市大字宗賀3667番地８
債務者　田上　武久
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２１年（フ）第３１４号**
長野県松本市大字岡田町571番地14、前住所長野県松本市神田１丁目８番32号　カープハイツ102号
債務者　柳澤　礼子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２１年（フ）第７８号**
長野県諏訪市大字四賀4278番地
債務者　牛山　一己
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２１年（フ）第９０号**
長野県岡谷市長地御所１丁目３番８号、前住所群馬県太田市龍舞町5133番地　リーベ・パトリー太田203号
債務者　小松　愛子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２１年（フ）第９２号**
長野県諏訪郡下諏訪町8995仲田荘Ｄ、住民票上の住所長野県諏訪郡下諏訪町9211番地４　コーポ小池
債務者　北原　淑夫
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２１年（フ）第５６８号**
岐阜市鏡島1192番地35
債務者　堀　　憲二
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
岐阜地方裁判所

**平成２１年（フ）第６０８号**
岐阜県瑞穂市穂積1594番地１　セイブビル301号
債務者　橋本　俊晴
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
岐阜地方裁判所

**平成２１年（フ）第６２３号**
岐阜県瑞穂市唐栗249番地８
債務者　仲宗根寛隆
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
岐阜地方裁判所

**平成２１年（フ）第６２９号**
岐阜市西改田先道45番地サンビューラ仙道Ａ201号室
債務者　金子　昭子（旧姓野田）
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
岐阜地方裁判所

**平成２１年（フ）第６３７号**
岐阜市鍵屋中町27番地１
債務者　葛城　　正
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
岐阜地方裁判所